

二人の蘭人工師と賀露港の改修

—鳥取県の水災史・序説—

伊藤 康

はじめに

人口六〇万の小県である鳥取県も、かつては三三二万石を誇る大藩であった。その落差は、明治以降の近代化の過程で生じたと考える必要があるうが、とりもなおさず、その要因を考察することは、鳥取県の「今」を考える重要な視点となる。例えば、民度の高さやそれに起因する難治県としての評判、中央官庁への登用率の低さと都市への人材流出、地形(理)的な制約とインフラの未整備、そして度重なる灾害、等が要因として考えられよう。とりわけ、恒常に発生する水災は、鳥取県の近代化を阻害する大きな要因であった。本稿は、県都鳥取市を貫流する千代川の氾濫

状況と、それに対する治水の歴史を、明治前半期までを対象として紹介するものである。

述がなされた大著として、その後の刊行物に広く引用される。本稿も、『千代川史』に導かれたながら、次の二点を中心と考察を加えてみたい。

第一は、前提となる基礎作業として、明治期における千代川の水災とこれに関連する出来事を、時系列でまとめてみることである。これは一覧表として巻末に掲載する。第二は、二人のオランダ人工師、エッシャーとデ・レイケを取り上げることである。二人は、明治九（一八七六）年と同一年にそれぞれ鳥取県を訪れて、共に千代川の河口部をなす賀露港とその周辺の検分を実施した。

本稿は、鳥取県の水災史の序説として、二人の蘭人工師と賀露港の修築を中心として取り上げる。それは、大著『千代川史』が、なお描ききれなかった空白部分を埋めることができ、と考えることも理由のひとつである。

— エッシャー来鳥前夜（明治初年の水害）

一八七六年の一月一四日から二月一一日まで、私は、以前、因幡あるいは、因州と呼ばれていたこの西海岸の地方を訪れた。私のここでの仕事は、千代川の治水工事と、中でも河口の賀露の港の改良について、指導語っている。

一八七六年の一月一四日から二月一一日まで、私は、以前、因幡あるいは、因州と呼ばれていたこの西海岸の地方を訪れた。私のここでの仕事は、千代川の治水工事と、中でも河口の賀露の港の改良について、指導語っている。

繰り返すまでもないが、エッシャー来鳥の目的は、千代川の治水にあつた。その方策として、河口部にあたる賀露港の改修が目指されたのである。次の「千代河治水之議」と題された史料は、明治九年九月、鳥取県が島根県に併合される際、鳥取県参事であつた伊集院兼善から島根県令佐藤信寛宛てられた事務引渡書である。

明治九年一月一四日、一人のオランダ人が鳥取の地を訪れた。G·A·エッシャー¹⁾（一八四二—一九三九）、当時の鳥取県側の記録にはケ・ア・エスエル²⁾とある。いわゆるお雇い外国人である。ハーベ出身のエッシャーは、王立アカデミー（現、デルフト工科大学）を出たエリート土木技師

〔史料1〕

因幡國ノ幹流ヲ千代河ト云因幡美作ノ堺智頭郡ニ發源

シ委蛇北流凡十里許ニシテ同国邑美郡高草郡ノ中間ニ至テ海二入ル海口ニ臨ム者ヲ賀露港ト云鬱國ノ細流皆本流ニ注入スルヲ以テ賀露江ニ至テ殊ニ巨大ナリ而シ

テ海口ニ至テハ極テ狹少ニシテ其状漏斗ヲ歛タルカ

如シ夏秋ノ交西北風大ニ起り暴雨凡十時計ヲ過レハ水

潦海ヲ突キ鯨波江口ヲ塞キ上下互ニ圧力ヲ逞フシ余勢

忽チ陸ニ上リ隄ヲ決シ田ヲ潰シ屋ヲ漂シ人畜ヲ死ロス

自余ノ患害枚挙ニ暇アラス⁽⁸⁾

千代川流域の水災の要因として指摘されるのは、河口部に集中する流量に対して、賀露港が狭小であるという構造上の問題であった。その形状は、あたかも漏斗で水を受けようなもので、西北の強風と暴雨がひとたび起れば、河口に打ち寄せる「鯨波」⁽⁹⁾ 大波と潮流の衝突によつてさらなる大波が発生して、数え切れないほどの実害が発生する、というのである。やや誇張された表現ではあるが、少なくとも、往古より氾濫川として畏怖された千代川の実態であった。同史料は、続けて「此ノ如キ者（水災—伊藤注）大約五年ニ一次三年ニ一次甚シキハ夏秋各一次而シテ一次ノ洪水毀害ノ全国ニ及ヒ経費万余金ニ降ラス」と、水災の頻度と実害の大きさを記しているが、事実明治初年からエッシャー来島までに、明治四年と六年の二度にわたる大水災

死、圧死、牛流死、田畠永荒高、崩山が抄記され、この数值によって、損亡表が因幡國のみであることが判明する。死者の数に限定すれば、明治年間最大の被害をもたらした二六年水災に次ぐ水災であったといえよう。この時の様子について、向国安村（現、鳥取市向国安）の庄屋であつた林甚三郎は、被害の有様を次のように記している。

〔史料2〕

其水当村傍示ノ内切口ヶ所取調御達シ趣洪水ノ日ヨリ三日めニ漸く三人船頭ニ而所々切口凡ニ書取切口ヶ所取集メ凡千間余ノ書上ニ而直様在御用場へ御達シ（中略）村内之石橋土橋共壊膳も無之往来筋深掘レニ而通行不相成又石燈燭火袋は二ヶ月も過て村ノ下字大割と申処より掘出シ笠石は（地蔵之一割書き）貞治郎前之田ノ中式尺斗り埋り而有之又笠石は一向相分り不申只今之笠石ハ水後尔又相求メ候石成又其年五月之水二候得者稻者村ノ蔭ニ少シ相残り候ニ付是も用水無之ニ付水は少シ茂懸ケ不申候得共居込ミの下タヨリ目を出シ少々実入候ニ付村中当秋出来米ハ水押之処源太迄ノ間凡百町斗り之地所専取集メ米凡式拾石位と相考ヘ申候

この史料は、林甚三郎が経験した大水災の被害状況と復

を経験していたのである。次の〔表1〕は、明治四年五月に発生した水災の被害状況をまとめたものである。

〔表1〕の損亡表を掲載する『鳥取県史料』⁽¹⁰⁾ は、明治四年水災を嘉永三（一八五〇）年に次ぐものと指摘する。また、同『史料』二（事変之部）には、「〔表1〕のうち、漂家、溺死を嘉永三（一八五〇）年に次ぐものと指摘する。また、同『史料』二（事変之部）には、「〔表1〕のうち、漂家、溺

内訳	被 壊 状 況	内 訳		被 壊 状 況
		田畠	(三三〇三四石一斗七合)	
内	内	内	内	内
田畠 (一一七〇町八段)	高 (三三〇三四石一斗七合)	田畠 (一一七〇町八段)	高 (三三〇三四石一斗七合)	田畠 (一一七〇町八段)

〔表1〕明治四年水災の損亡表

屋敷地	井手	堤	内
二五四八石一斗四升三合 永荒	一一一二〇石一升四合 石砂入当毛損毛	八三六五石八斗四升 当毛水塘水押	内
三町三段一畝	井手	堤	内
四九戸	三八三六九間半	一五七三所	内
六三戸	二三四箇所	六六箇所	内
二箇所	三九四〇箇所	五〇六箇所	内
四頭	四〇箇所	一九箇所	内
二二〇（男六、女二十五）	五〇六箇所	一九箇所	内
二三三九九間	八一箇所	一九箇所	内
一一四八八間	大小六六艘	一九箇所	内
一〇四三三間半	大小八艘	一九箇所	内
三一九三六間半	一九箇所	一九箇所	内
川除	溜池	橋	内
土手	土桶	土桶	内
溺死牛	破船	漂去船	内
土石垣	土桶	溜池	内
往還	土桶	橋	内

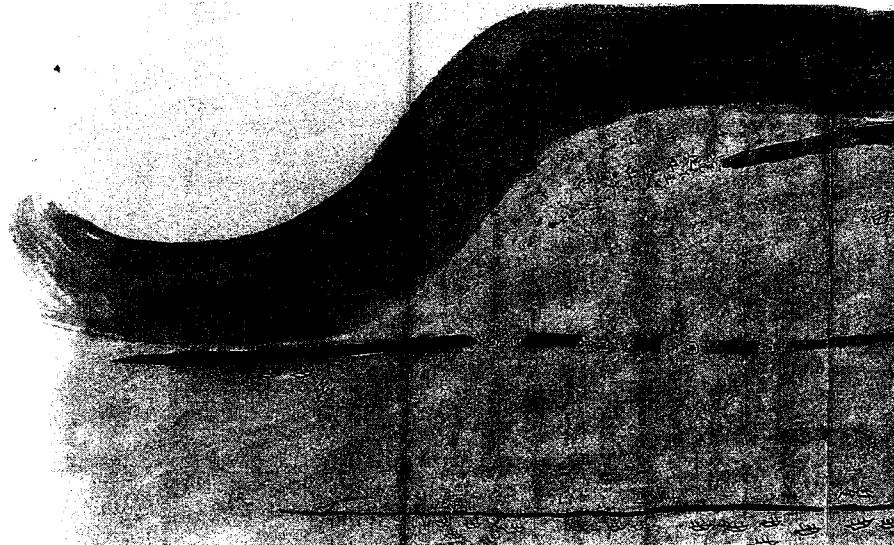
※「庄死」数の内訳については、引用史料のママとした。

旧に尽力した様子を晩年になつてまとめたもので、〔林甚三郎一代水難之図〕⁽¹¹⁾と題されている。晩年の記憶にとどづく記録であるという限界はあるが、文政二二（一八一九）年、嘉永三年、慶應二（一八六六）年、明治四年、同六年、同一〇年の水災の概要と被害状況を書き込んだ彩色絵図が綴り込まれた貴重本である。彼が記録した六回の水災の中で、明治四年の記録が飛びぬけて多いのは、これが大水災であつたことの傍証ともなろう。

当時の向国安村は、本流を挟んで東側に位置する国安村の枝郷であった。千代川本流の氾濫原上に立地する村で、『新修鳥取市史』第二巻では、「向国安村の歴史そのものが、水害との闘いであった」と記している。ちなみに、同書は「水害と農村—向国安村」の章を設けて、『林甚三郎一代水難之図』の綿密な分析を試みている。⁽¹²⁾

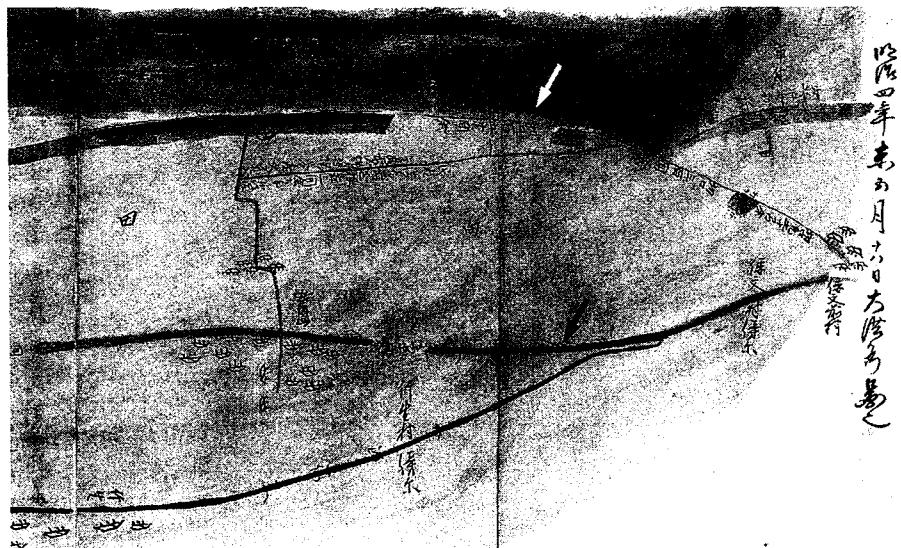
さて、「史料2」を細かく見てみよう。冒頭部分には、土手（堤防）の決壊箇所の調べが、洪水から三日後によく開始できたこと、決壊箇所の総延長が一〇〇〇間余りにわたつたことが書かれている。次頁に掲載した図面が、その場所を表したものである。次いで、村内の橋がすべて流失したこと、わずかに残った稻株が（井手の破損で）水もないのに芽を出し実入りしたこと、（田地に石砂が入り込むなどして）米の収穫がわずか二〇石程度になつたことが書

〔図1-2〕 明治四年未五月十八日大洪水図也（左部分）



源太は、向国安村と同様に国安村の枝村であったが、「道も井手も砂深入」となった。
向国安村に続く砂見往来の決壊状況がよく分かる。

〔図1-1〕 明治四年未五月十八日大洪水図也（右部分）



この水災では、「助ヶ土手」（白矢印）が決壊し向国安村は孤立状態となった。復旧の困難さから、砂見往来（黒矢印）を本流西岸の堤防にして以東を川筋とする案も出された。

個人蔵

明治四年未月十八日大洪水圖也

かれている。

明治四年水災は、千代川本流筋の村々を廃村に陥れるような被害をもたらした。事実向国安村の場合は、土手の修復や用水井手の復旧に数年を要している。水災から約二ヶ月後に成立した鳥取県であつたが、千代川の治水問題に当初から直面していたのである。

二 エッシャー来鳥前夜（治水対策の開始）

『鳥取県史料』^{〔1〕}によると、鳥取県が千代川の治水問題に取り組んだのは、参事関義臣が政府に対し「築堤等ノ事ヲ献言」したのが最初である。

関義臣は、明治五（一八七二）年七月より同六年五月まで参事（実質的な県令）として、初期県政の舵取りをした人物である。県政の根幹をなす条例・規則類の制定や警察制度の確立、県会の前身「地方民会」の創設、勧業課の開設、中学校の創建、県庁舎の新築、いずれも関の業績である。関はまた、県都の米子移転や県名の改称、租税法の改正など多岐にわたって政府に建議した人物でもあつた。さらに、関には大阪府に奉職していた明治元（一八六八）年、大水災で破壊された淀川の堤防復旧工事を四箇月にわたりて指揮・監督した経験があり、これが、千代川の治水事業

の献言につながつたという一面もある。残念ながら、関が政府に献言した正確な月日や内容は詳らかにはできないが、明治六年には、土木寮権助の羽田均^{〔18〕}が千代川測量のために来島している。

〔史料3〕

一 水位測標者明治六年中羽田土木権助実地測量左之
三ヶ處ニ建設ス

一 高草郡源太村地内 壱ヶ所

是者一時間表ニシテ番水壹人但壹人ニ付月給金六円
ツ、

一 高草郡賀露村地内 壱ヶ所

是者朝夕表ニシテ番水壹人但壹人ニ付月給金六円
八上郡片山村地内 壱ヶ所

是者前同断（後略）

「因幡國千代川通水位測標ノ儀申送り」と題された右の史料は、前述した明治九年の事務引渡書の部分である。『鳥取県史料』では、「測量」を目的として「土木寮官員」が派遣されたとしているが、「史料3」をみれば、この時、片山村（本流と支流八東川の出合）、源太村、賀露村の三箇所に水位計が新設されたことが分かる。特に河口部の賀露村では、

「時間ごとに計測が行われた」とは注目される。ただ、この時点では「経費ノ容易ナラサル」⁽²⁹⁾との理由から、本格工事が行われることはなかつた。次いで、明治八（一八七五）年一二月二二日、鳥取県参事伊集院兼善から内務省に対し、治水工事の実施を求める稟請がなされた。この稟請がなければ、エッシャーの来島はなかつた。

三、エジソンの発明

鳥取県の訪問は、全国巡回の手始めであった。このいきさつについて、エッシャーは晩年の回顧録（『蘭人工師エッセル 日本回想録』）に次のように記している。

鳥取県からの要望にこたえ、エッシャーは鳥取県にやつてきた。おそらく、エッシャーは鳥取県にやつてきた初めの欧米人であろう。来鳥の背景を、上林好之氏の著書『日本の川を魅せた技師デ・レイケ』から拾つてみよう。

このころになると、全国の住民や県令（県知事相当職）

鳥取県訪問 1876年（表題—伊藤注）

政府に寄せられるようになつた。(中略) 政府はそうした人たちへ、「あの改修困難な淀川の問題を短期間のうちにみごとにかたづけた偉い外国の技術者を派遣するから、よく相談するよう」と回答した。

政府に寄せられるようになつた。(中略) 政府はそうした人たちへ、「あの改修困難な淀川の問題を短期間のうちにみごとにかたづけた偉い外国の技術者を派遣するから、よく相談するよう」と回答した。

さて、エッシャー訪問の様子は、この回顧録に詳しい。当時の鳥取の世相をみる上でも興味深い記述が続くが、ここでは測量関係のみを引用する。(六三頁で引用した箇所と重複するが、再度掲載した。)

諸々の活動

一八七六年の一月一四日から二月一日まで、私は、以前、因幡あるいは、因州と呼ばれていたこの西海岸の地方を訪れた。私のここで仕事は、千代川の治水工事と、中でも河口の賀露の港の改良について、指導助言をすることであった。私の助手の島津や県の役人達の助力を得て、改修のための測量、水深の測定、その他諸調査を行つた。

約一箇月に及んだ滞在中、エツシャーには「美しい二階建の家」と「神戸から一人の料理番」が準備されるなど丁重なもてなしを受けている。とはいえ、一箇月に及ぶ滞在は決して短いものではない。確かに、その後に訪問する三國、新潟、山形、福島等でも比較的長期に滞在しているが、明治一一（一八八八）年に来島したデ・レイケの滞在が一日間であつたことを考えると、やはり長期の滞在であつたと考へるのが妥当であろう。

〔和文訳〕

鳥取において 1876年[用]8田

土木寮小野太陽分局長廳

当地に到着して、計画を立てるためにはいくらか

量作業をする必要があることが明らかになりました。

そして鳥取県の官吏は援助なしではその作業（の

方法) が分りません

したがって、豊島日が良丸が「ノーノン泡盛」の販売権を譲り受けたことによって、その販売権をもつて、当地に来ることで、しかも、時間を無駄にしないために直ちに来ること、

土木叢書 G. A. Escher

エッシャーの滞在が長期にわたつたのは、前述の書簡のように、慣れない地での不測の事態に時間を費やしたことによって、鳥取の地に西欧の新しい土木技術がもたらされたのである。エッシャーが、「鳥取県の官吏は、援助なしではその作業（の方法）」が分からぬと記しているのは、その裏返しでもあつた。エッシャーの調査結果は、二月六日付「工師復命書」として伊集院兼善に報告された。次の史料が『鳥取県史料』に収載される復命書である。この史料は『千代川史』に全文が掲載されているが、誤植が散見されること、『鳥取県史料』にはない傍点が付与されていること、本論を進めるにあたつても重要な史料である、という観点から全文を掲載した。

〔史料4〕

工師復命書

城山 静一
土木寮九級出仕

訳

治水計画ノ為ニ実地見分セシ千代川〇其河口〇並枝流〇及ヒ土地ノ形況等ノ義ニ付当地発程ノ前ニ当テ聊予カ思考ヲ陳述シテ以テ貴下ニ呈セントス

第一条

一 未来ノ出水ヲ防禦スルノ方法或ハ其水害ヲ減除スルノ方法今此題言ニ付テ考ルニ今現ニ存在セル処々ノ

ヲ其距離凡二町毎ニ測量及ヒ河側ノ経界ヲ測リ是ヲ此面ニ掲出スルヲ要ス

一 此縮図ヲ製スルニ簡易ナル方法ハ予カ既ニ他ノ図式ヲ以小室氏青森県士族ニシテ名ハ定靜即今本県少属土木係ヲ担任スニ説示セシ而已ナラス兼テ島津氏士木寮十級出仕ニ接伴スニ此事ヲ紹介シ見本ノ為ニ其一部ヲ製図セシムレハ尚同氏ニ就テ解説スルコトヲ得ヘシ

一 其他渾テ危嶮ノ箇處ハ其堤防ノ横断面ヲ測量シ是ヲ百分ノ一二縮図シ傍明細ニ其解ヲ記載スヘシ是等ノ事業ハ渾テ當県官員ノ適任トスヘシ

一 本川ノ高低水面勾配等ヲ測量スルハ島津氏ノ責任タルヘシ以上ノ数件ハ予カ此計画ヲ決定スルカ為ニ最モ肝要タルモノナレハ島津氏ノ未タ其業ヲ終ラスシテ帰阪セサルカ或ハ當県官員ノ其事業ヲ遂ケサル内ハ予ハ予シメ此ノ計画ヲ確定スル能ハサルナリ是レ予カ上ニ言ル數件ノ最モ緊要タル所以ナリ

一 右ノ數件ニ先シテ不敢服部郷ノ近傍ニ於ル堤防ノ甚々危嶮ナルヲ以既ニ予輩カ濱川城^ハ二施行セル護岸法ニ効テ其工營ヲ覺知セル二頁ニ依テ是ニ修築センコトヲ望ム

一 是ニ就テハ其見取図併テ其略図ヲ記シ以テ此書ト共ニ謹テ貴下ニ呈セント欲ス

堤塘ヲ一体ニ接続セシメ而テ高水ノ溢張ヲ疏通セシメンカ為ニ現在所々ノ間際ニ^{堤代ルニ}數箇ノ樋門ヲ設置スルヲ以適宜ノ方法トス若シ果シテ予カ思考ノ如クノ堤塘ヲ接続セシムル得ハ先ツ其新築スヘキ堤防ノ高サ及ヒ其距離ノ長サ等ヲ決定センカ為ニ予ハ左ニ掲ル所ノ數件ヲ覺知センコトヲ要ス

第一ニハ此堤防ノ距離河床ノ深淺並土地ノ高低及ヒ其位置方向等ナリ

第二ニハ高水ノ時其水面ノ勾配仮言ハ奥田川落合ニ於テハ洪末ニ至リ河幅ノ広キ处ハ高サ五尺ニ止ム等ノ測量及ヒ其堤上ニ溢張スル水積ヲ測量スル等ナリ

亦思フニ上ニ言ル如ク現在ノ堤防ヲ接続ナラシムルノミナラス危切ノ箇處ハ新堤ヲ修築スルヲ要ス而其危嶮トスルヤ流心ノ抗抵力ニヨソテ堤根ヲ鑿穿シ或ハ為ニ種々ノ損害ヲ釀生シ終ニ破堤ノ害ヲ致スニ至ル如此箇處ハ必ス改築亦ハ修繕ノ方法ヲ施サスンハアラズ是故ニ予ハ危嶮ノ箇處ニ於テハ殊更ニ其原由ヲ明了シタル横断面ヲ得シコトヲ要ス

一 此原由事故等ヲ了知ゼンニハ先ツ本州ノ流末海口ヨリ曳田川落合ノ上流少迄ヲ千ニ百分ノ一則ニ間ニ付一分ノ縮図ヲ製シ然シテ其右岸ノ内部土地ナル外構堤防ヨリ左岸ノ内部ナル外構堤防迄則全キ河幅ノ横断面

第一条

一 賀露築港ノ一件此工業ヲ計画スルニ最モ緊要トスルモノハ先其海岸ニ沿フニ距離一町或ハ二町毎ニ其浅深ヲ測量セスンハアラス而其方法ノ如キハ予カ既ニ主任ノ官員ニ説示セルカ如シ然レトモ現今ノ時候ニアリテハ海面常ニ穩カナラス或ハ洟浪ノ為ニ其成功ヲ急ニスル能ハサレハ僅ニ其部分ヲ得タル而已ニシテ未タ予メ予カ計画ヲ選定スルヲ不得也

一 目今緊要トスルモノハ海口ノ左右ナル砂漠キ延及ヒ其西ノ方ノ海岸ニハ勿論凡テ砂地不毛ノ地ハ尽ク樹木ヲ繁植セシメンカ為ニ植工ヲ施サスンハアラス是常ニ風ノ為ニ其土砂ヲ飛揚シ屢其位地ノ海岸ヲ変シ或ハ河中ニ是ヲ填埋スルノ害ヲ防ケハナリ大体此植付ニ供用スル樹木ハ粗朶ヲ以テ足レリトスヘシ以上説クカ如ク植付ノ緊要トスルハ土砂ノ飛颺ヲ止メ隨テ海口ノ埋填ヲ防クノ利アルヲ以テ成ルヘクハ築港ノ計画ニ先ツテ速ニ此工營ヲ施行アランコトヲ望ム此工業ノ費額ヲ予算センカ為ニ別紙^ス目録ニ掲ル所ノ物品代価及ヒ役夫ノ賃金等ヲ覺知センコトヲ要ス右ニ申スル數件ノ調査専ク出来ニ至レハ予ハ速ニ此計画ヲ選定スルコトニ著手セントス

ケ○ア○エスヘル

千八百七十六年一月六日

謹言

鳥取県長官伊集院兼善殿

責下⁽²⁵⁾

「工師復命書」と訳された調査報告書は、エッシャー來島の目的と成果を端的に示している。その目的は千代川の「治水計画」であり、そのために「河口」、「枝流」、「土地の形況」が実見されたのである。以下、この復命書から窺わることを列記してみたい。

第一は、エッシャーの目的が、あくまでも「未來ノ出水ヲ防禦スル」ための技術指導にあつたと考えられる点である。そのためには、淀川改修で彼が用いた「護岸法」の技術まで提供しようというのである。あえてこのことを強調するのは、鳥取県側に、賀露港を商業港として利用したいとする目論見があつたと考えられるからである。このことについては後述する。

第二は、エッシャーが指摘した治水の具体的方策である。順次挙げていけば、①途切れ途切れとなつていて「堤塘ヲ一体ニ接続」すること。②堤防の切れ目に「数箇ノ樋門ヲ設置スル」こと。③測量に基づく各種の図面を作製すること。

第三は、復命書に登場する土木寮官員のことである。通訳を務めた九級出仕城山靜一は、愛媛県士族（宇和島藩士）で、明治初年に渡米した経験を持つ人物である。通訳といふ性格上、エッシャーに當時隨行していた人物と考えてよからう。十級出仕島津定業は、測量技師の不足によつて急遽鳥取に呼び寄せられたと考えられるが、エッシャーの名指しであつた（69頁（和文訳））ことは、それだけ信頼の厚い人物だったのであらう。史料を見ても測量術に全幅の信頼を得ているように感じられる。また、「島津氏ノ未タ其業ヲ終ラスシテ帰阪セサル」とあることから、「工師復命書」は、エッシャーの帰阪後に翻訳されたと推察される。

第四は、エッシャーの実見した範囲である。河口以外で出てくる地名は、曳田川落合（本流と曳田川の出合）と服部村のみである。断定はできないものの、エッシャーの実見箇所は、意外に限られていたのではなかろうか。

以上、エッシャーの調査報告書を見てきた。同書は翻訳文であり、エッシャーの指摘をどこまで正確に訳していた

か疑問も残る。それはともかく、当時の鳥取県にとつてみれば、エッシャーが調査を行つたという「事実」と、工事が必要であるという「言質」を引き出せねばよかつたのであり、これによつて早晚工事着手の回答があると考へていたと思われる。

しかし、明治九（一八七六）年四月二七日付で出された回答は、官費による工事は「難聞届」く、すべて民費による工事方法でもあれば再度申し出るよう、ということであつた。上林氏の引用文にあるように、エッシャーの巡回が、「住民の不満をなだめさせる」ための緩衝措置だつたとすれば、この時工事の許可が出なかつたことは得心できる。鳥取県は、この回答に対し再度の上申を行つたが、「官費」による工事は、結局認可されることとはなかつた。

四 鳥取県再置前後の水災

明治九年八月二一日、鳥取県は府県統合策で廃止され島根県に吸収合併された。以後、五年間にわたつて所謂島根県時代が続くが、この出来事も鳥取県の近代化を阻害する大きな要因であった。この時期には、明治一三年と一七年の二度にわかつて大水災に見舞われている。次の史料は、内務省に報告された明治一三年水災の概況である。

〔史料5〕

水害之義ニ付再伸

管下因伯雲石ノ四州播秧之季節ニ該り數旬不雨自然其期ヲ誤候モノ不少殆ント痛心罷在候處客月廿四日偶雨アリ尔後且降且霽同二十八日より連々降雨翌二十九日三更之頃暴風奮起方針交ニ東西ニ転シ強雨恰モ盆ヲ傾クルカ如ク同三十日昼日不歇於是各川出水膨漲ノ旨各郡郡吏より陸続報告ノ赴ニヨリ主任ノモノ不取敢派出為致置候段過ル二日付ヲ以概況及御届置候処本月一日ニ至リ弥増漲溢伯耆国日野天神小鴨竹田及ヒ出雲国斐伊飯梨伯太神戸意宇ノ九川ハ午後一時ヨリ同五時ノ間水量凡ソ七合因幡国千代川ノ如キハ同国高草郡源太郡水位側標午後第八時十五分零点ヨリ上昇八尺弐寸ニ位ス（後略）

右の再伸は、島根県少書記官星野輝賢（県令代理）から内務卿松方正義に宛てられたもので、明治一三（一八八〇）年七月二〇日付となつてゐる。これによると、同年は、春先より雨が少なく田植えにも難儀するほどであつたが、六月二八日より一軒降雨が続き、二九日には「盆ヲ傾クル」ほどの大雨となつた。降雨は翌七月一日まで続き、千代川では、源太村地内に設置された測標で八尺二寸（約二四八

五畠）の水位上昇を観測した。他の九つの河川が、「水量凡ソ七合」と漠然と表記されることを勘案すれば、千代川に

設置されていた三箇所の水位測標の存在は、特筆すべきことであろう。

再伸書によると、島根県下全域の死者数は二名であるが、堤塘の損壊一万五千間余、田畠の石砂入・水押千町余と記載されている。甚大な被害があつたと考えるべきであろう。

ところが、鳥取市内で発刊された『鳥取読売新聞』第七号（七月八日付）では、「去六月三十日より本月にかけての大霖に伯州米子も大水なりと説くものありし故早速電信局に問合せたれどもさる電信はなしとの事故全く無根の事と思ひしが各社の新誌を見るに畿内山陽等の大水の事を掲ぐ之に依りて考ふれば米子ノ大水も或は信らんか」と、淡々と報道されている。前後の号にもこの水災に関する記述がないところを見ると、因伯（旧鳥取県）の被害はそう大きくなかったのかもしれない。『鳥取新聞』（『鳥取読売新聞』改題）では、むしろ同年九月一五日、一六日に発生した水災の方を大きく報じている。⁽³⁾

明治一七年の水災は、七月中旬と八月下旬、九月中旬に引き続き発生したことが確認される。七月一九日付の『山陰隔日新報』の記事を見てみよう。

ところが、「史料6」の記者は、「昨年の如き旱魃の害」に比すれば天候は大過ないと論じている。橋梁が流失する程度の水災は、特報に値するほどのことではなかつたのであろうか。その鈍感さは、この時期に再燃する港湾の改修論が、水災を「防禦」することではなく、商業ベースによる改修論に終始していることと相通する。

五 再燃する港湾の改修論

『山陰隔日新報』に次のような記事が掲載された。

〔史料7〕

○郡長帰鳥 疊きに上京せられし邑美外二郡長岡崎平内氏ハ去る二十日帰鳥せられたり噂に拠れば同君には上京中岩井郡田後築港の儀を其筋へ打合されしに付ては不日該所見分の為め工部省の官吏が来鳥の筈なりと

八月二十四日付の記事である。「邑美外二郡」とは、県内に設置された六郡区のひとつで、邑美法美岩井郡を指す。次頁の地図のとおり、千代川の右岸に位置する。この新聞記事は、邑美法美岩井郡長であった岡崎平内が、岩井郡田後

〔史料6〕

○大雨 去る十五日の夕より十六日の夕迄ハ当地殊に烈しき大雨にて川々の水量も余程増加し千代川に架けある橋は（新橋を除き）残らず落ち失せたり然れども田畠家屋を害するに至らず且つ本年は此の順なれば昨年の如き旱魃の害もなるべしと記者は思ひ升

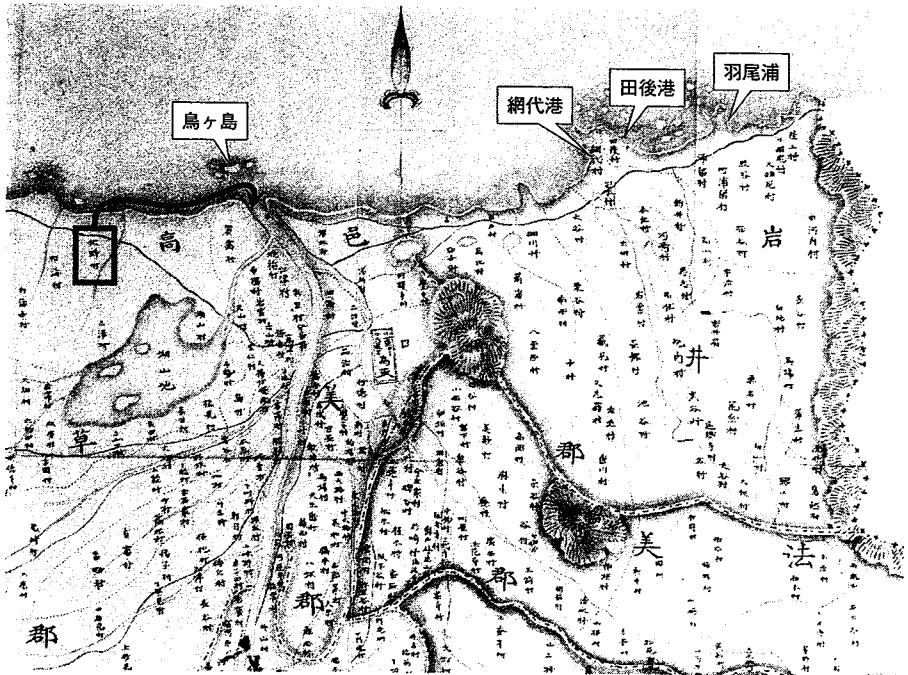
『鳥取県統計書』によると、當時本流に架設されていた主な橋梁は、円通寺橋、源太橋、千代橋、安長橋、稻常橋である。新橋とは、明治一六年六月に架設された千代橋と考えられるが、少なくともこの橋を除く四橋は、すべて流失したことになる。次いで、八月二十五日、九月一七日と続けて暴風雨が発生した。九月一七日の水災では「当地ハ非常の暴風雨にて（中略）千代川の水暴漲し源太古海安長の橋は残らず流失せり」（九月一九日付『山陰隔日新報』）と報じられている。ことの経過については、七月中旬の水災で四橋が流失したとすれば、その後仮設の橋が架けられ、九月中旬の水災で再度流失したということになろうか。さらに、『鳥取県統計書』で追跡すると、円通寺橋は翌一八年八月、源太橋は同じく一八年一〇月に架設されている。安長橋は遅れて明治二三（一八九〇）年一月の架設となり、稻常橋に至つては元通りに架設された形跡もない。

〔史料8〕

（前略）既ニ旧鳥取県ニ於テハ賀露築港ノ儀ヲ其筋ニ稟請シタル末蘭人某ト内務省土木局官吏態々來鳥ノ上実地ヲ調ヘタルコトアリシモ何分費用ノ巨額ヲ要スルト事業ノ困難ナルトノニ因ニ遮キラレ其併立消ノ姿トナリシガ再置県以來当局者ハ夙トニ通交ノ便路ヲ開クノ急務ヲ察シ已ニ道路開鑿ノ一大事業ヲ起シタルカラハ今又築港ノ噂アルモ其由シナキニアラザルナリ兎モ角邑美外二郡長ガ疊キニ上京ノ序デ此ノ擧ヲ其筋ニ稟シタリトノコトハ彼是レ照考シ來レハ或ハ信ヲ措クニ足ルモノアリ人或ハ疑ツテ謂ハシ郡長ハ県令ノ命令ヲ奉シ郡内ノ行政事務ヲ総理スル者ナレバ県令ヲ措テ郡長直ニ大政府へ事ヲ稟スルノ謂ハレナシト此說甚々拘泥ノ説タルヲ免レズ（後略）

エッシャー來鳥から、およそ八年後の記事である。すでに、名前も不分明なほどに記憶も薄れているのである。ここで指摘すべきことは、「経費」と「技術」の問題が賀露

〔図2〕「因幡国全図」(部分)



因幡国管下で施行された「大区小区制」の区画図。明治11年頃の作成と考えられる。個人蔵
デ・レイケは、伏野村（黒囲）より舟を利用して、沖から賀露港も実見した（黒線は視察推定路）。

港の改修事業を頓挫させた、という固定観念が生じている点である。岡崎平内に同様の意識があつたかどうかは別として、少なくとも彼の選択肢に、賀露港はない。つまり、橋梁が流失するような水災の最中にあっても、千代川の治水は眼中にはなかつた、ということである。

さらに、本来ならば県令の指示を仰ぐ立場にある一介の郡長が、直接政府に上申した行為を肯定的に論じてゐるのが興味深い。それは、「已ニ道路開鑿ノ一大事業」を開始している「再置県以来当局者」即ち県令山田信道に対する批判の裏返しとも考えられる。山田は同時期の「道路県令」らと同様に、道路改修事業を緊急課題と定めて、その計画立案に着手し、明治一六年四月より大規模な道路改修事業を開始した。工期は七年間で三五万円余の費用を投入し、国・県道一五路線一三〇里が改修された。

「史料8」の記者が、「今又築港ノ噂アルモ其由シナキニアラザルナリ」と報じたのは、早晚港湾の修築が行われることを予期したからであろう。しかし、道路改修事業が長期化するなかで、港湾の修築は未着手のまま残されていった。

次の史料は、明治一九年一二二月付で出された嘆願書の部分である。

〔史料9〕

(前略) 今ヤ道路ノ改修稍端緒ニ就ケハ則チ以テ築嶼開港ノ事ヲ計画シ以テ海運ノ便ヲ開カザル可カラズ然ラバ則チ陸二人馬ノ往来ヲ便シ海二船舶ノ利ヲ通シ(中略) 因幡ニ於テ其地ニ求ムルニ独リ網代田後ノ二湾アルノミ田後ノ如キハ狭小以テ良港トナスニ足ラスト雖トモ網代ニ至リテハ駢馳山其西ヲ擁シ岩礁其東北ヲ障ヘ湾内広袤凡數百間深サ凡一丈二三尺ヨリ三丈余ニ至ル之ニ加フルニ海中岩石相連リ北ヨリ南ニ突出シ殆ント石堰ヲ築クノ基礎ヲ為ス者ノ如シ而シテ其造築石材ハ駢馳山海岬ニ於テ之レヲ伐採スルニ海上僅カ二七八丁ニ過キス実ニ天造地設我地方ニ幸スルノミニランヤ(中略) 置県後数ニ此事ヲ地方官ニ申陳セシモ然レトモ其速ニ協議弁了ノ道ヲ得ザルヲ以明治十七年中鳥取県士族岡崎平内同平民田中政春上京シテ築港ノ事ヲ其筋ニ具状シ尚ホ其景情ヲ照察シ其地理ヲ測定シ大ニ特殊ノ議ヲ發シ國費ヲ以テ之レカ起業ヲ計画セラレンコトヲ乞ヘリ事即チ上司ニ達シ田邊三等技師來県アリテ其実測ヲ遂ケラル(後略)

「鳥取県士族有志者總代」を名乗る宮崎貞蔵、青木幹、石原常節の連名で出された嘆願書で、山田県令の秕政を列挙して、内務大臣の視察を要請したものである。ちなみに、この三名と、岡崎平内、田中政春は愛護会⁽¹⁵⁾と呼ばれた政治結社の幹部である。

上の史料で、「彼らのいわんとする」とは、「海運ノ便」を開くための、国費による「築嶼開港」の事業化である。その対象港として選ばれたのが、「狭小以テ良港トナスニ足ラス」とされる田後港と「天造地設」の条件を備えた網代港であった。「史料7」で見たように、上京した岡崎らが田後港の改修を願ったのは、「経費」等の問題を考慮した結果であつて、本心ではない。このことは、明治二二（一八八八）年三月に、再度、岡崎が鳥取県に要望した港が網代港であったことに顯れている。

結局、岡崎が政府へ稟請した明治一七年度では、田邊三等技師が派遣され、測量を実施したようであるが、これもエッシャーの時と同じような「緩衝措置」だったのかもしれない。さらに、岡崎が一度にわたって「築嶼開港」を願つた間の明治一八年から一〇年にかけては、明治年間でも最大級の水災が発生していた。

なかでも明治一八年、一九年に発生した水災は、被害が甚大で社会問題を引き起こした。ただ、この水災について

は、『鳥取県史』等でも大きく扱われてるので、本稿では卷末の一覧表に掲載するだけにとどめた。要は、当時の行政側や民間の有力者層にとって、港湾整備は、恒常的に発生する水災への対策というよりも、商業ベースでの開発に関心があつたということである。

六 デ・レイケの来鳥

鳥取県再置から丸七年間知事を務めた山田信道は、異動にあたつて次のような引継ぎを行つた。

〔史料10〕

本官就任以来主トシテ運輸交通ノ開發ニ注意シ且其沿海ノ險惡ナル未タ遠カニ之ニ良港湾ヲ開クヲ得サレハ必ス先ツ陸路ヲ改築スルヲ以テ焦眉ノ急務ト認メ（中略）県内道路ノ發達ハ大ニ進度ヲ加ヘ運輸交通ノ便利ヲ得タルコト少ナラサレトモ未タ充分ナル商業港ナクシテ海陸相待テ之力便利ヲ占ムル能ハサルニ因リ先年來県下人民ノ間ニ於テ築港論起リ遂ニ本年三月ニ至リ其有志者岡崎平内等ヨリ岩井郡網代港ヲ修メテ商業港トナシ且之ニ要スル工費額凡ソ三拾万円ノ内三分ノ二ハ有志人民ニ於テ醵金シ三分ノ一ハ政府ヨリ特別補

いだに交わされた手紙やメモのようなものが残つているのではないかと推測したのである。（中略）しばらくして彼ら（エッシャーの子孫—伊藤注）は、デ・レイケが三〇年以上にわたつてエッシャーに宛てて送つた手紙、図面や写真などが保存されていることを私に知らせてくれた。（中略）デ・レイケは、河川、砂防、港湾や水道などの公共施設の整備について明治政府へ提言したことを、そのつどエッシャーに書き送つていた。また調査、設計、審査、施工指導をしたことなどについて、エッシャーの意見を間接的に求めているところもある。

デ・レイケ（一八四二—一九一三）は、職人出身の技師に過ぎなかつたが、現場で鍛え上げられた工学知識は優れたものであり、同年齢のエッシャーは、彼に尊敬の念を持ち終生の友として親交を深めたという。

デ・レイケは、明治二一（一八八八）年四月一五日、通弁官宮原直堯を従えて来鳥した。経由地の智頭郡駒帰では、村上属と吉村警部補、小竹技手の三名が出迎えを行つた。四月一八日付の『鳥取新報』は、視察調査に向かう様子を次のように報じている。

助アランコトヲ出願セルニ依リ当庁ヨリ之ヲ政府ニ稟議セシモ聞届ケラレス（中略）

知事であつた山田信道の言い分によれば、優先順として陸路の改築を急いだのであり、商業港を否定しているものではない。さらに、民間より起こつた築港論については、岡崎平内の要望を受けて政府に稟請したが聞き届けられなかつたとしている。しかし、この時の鳥取県の要請によつて、再び蘭人工師がやってくる。エッシャーの親友デ・レイケである。

再び、上林好之氏の前述書を引用してみよう。

来日当初、デ・レイケは四等工師という地位の低い技術者として雇われたのだが、その後がなぜ、高学歴で経験豊富な技術者でなければできないはずの淀川改修や大阪築港のような大計画をたてることができたのか。（中略）その手がかりとして、デ・レイケとともに明治六（一八七三）年に来日し、大阪でいつしょに働いていたオランダ人技術者、ジョージ・アーノルド・エッシャーに注目した。彼らは相談しながら仕事をしていたのではなかろうか。また、エッシャーはデ・レイケよりずっと早くオランダへ帰国したが、彼らのあ

● テレーク氏 一昨日午後着鳥ありし同氏ハ一昨日午後一時頃通弁官宮原内務省属及び山田本県知事、奥寺秘書員、津田土木課長、小竹技手、同氏接待員村上本県属、森田邑美外二郡長、岡崎平内、県會議長田中政春、常置委員石原常節山瀬幸人の諸氏并に護衛の警官を始め外数名の人々と共に出发二時三十分頃岩井郡大谷村に着し同村なる龍岩寺にて暫時休憩し夫れより大谷村の灘に出で渡船にて網代村に至り同村の港湾を一応検分（中略）テレーク氏ハ四五日間大谷村に滞在して網代港に出張し委しく測量検定するの見込にて昨日は羽尾浦を検分の事になりしと云ふ又た一昨日ハ網代港の旧波止に到り石質及び汐の流勢等を親しく検分ありしと（後略）

デ・レイケは、来鳥の翌日にあたる明治二年四月一六日から、網代港の検分を手始めに、県内各地の港湾等を精力的に視察していく。とりわけ網代港は、鳥取県が改修を要請した港でもあり、山田県令を始め森田郡長、田中県会議長など要職者が随行している。岡崎平内は、當時公職を辞していたが、港湾整備の中心的役割を果たしていることから同行を許されたものと思われる。

続けて「表2」に沿いながら、視察状況を追いかけてみ

よう。デ・レイケの当初の計画では、網代港を「委しく測量検定⁽¹⁾」するため、四、五日間同地へ逗留する予定だったようである。しかし、「俄然模様変⁽²⁾」となり、翌一七日の

[表2] デ・レイケの視察順路

月日(曜日)	内 容	宿泊地(宿所)
4月15日(日)	智頭郡駒帰→鳥取(午後1時)	鳥取 (内山觀瑞)
4月16日(月)	鳥取→大谷村(龍岩寺) →網代港の検分<石質、汐の流勢等>→大谷村	大谷村 (中島忠藏)
4月17日(火)	羽尾浦の検分→大谷村→栗谷村→鳥取(午後7時)	鳥取 (不明)
4月18日(水)	鳥取→八橋村(午後7時)	八橋村 (中井静雄)
4月19日(木)	八橋村(午前7時)→赤崎(松ヶ谷港)の検分 →米子<内田吾吉郎邸にて昼食>→境港	境港 (不明)
4月20日(金)	境港の検分(詳細は不明)	境港 (不明)
4月21日(土)	境港→弓原村	弓原村 (不明)
4月22日(日)	弓原村→伏野村→(乗船)→賀露港の検分	賀露村 (三好邸)
4月23日(月)	賀露村→鳥取県庁(知事、深野書記官と面談)→若桜宿	若桜宿 (熊田甚八郎)
4月24日(火)	若桜宿(午前7時30分) →播州…馬関、門司…東京(5月7日)	

典拠:『鳥取新報』(明治21年 4/16、4/18、4/20、4/22、4/24、4/28、5/12付)

木課長が同行したのは、境港が島根県の運輸交通にとつても重要な港湾だったからである。同港の改修一件は、大きなテーマであるが、本稿では触れない。第三は、四月二二日の賀露港の検分が、当初から予定されていたものであつたか否かである。『鳥取新報』を見ていけば、デ・レイケの本来の目的が、網代港と境港の検分であったことは明白である。とすれば、賀露港の検分は、鳥取に帰る際の僅かな時間で行われた、いわば「思いつき」とも感じられる。この可能性については、①隨行していた鳥取県の役人から賀露港のことを指摘され急遽検分を行つた。②デ・レイケに来鳥以前から賀露港に対する知識があった。③当初からの予定地であった、というようなことが考えられる。しかし、伏野村から舟を利用して、沖から賀露港を実見したことを考えると、やはり予定の行動だつたと考えるのが妥当かもしれない。言わんとすることは、デ・レイケがエッシャーから賀露港のことを、予め聞いていたのではないか、ということである。

デ・レイケが来鳥前から賀露港のことを知っていたのかどうかは別として、結果的に彼が主張した修築すべき港湾

は、賀露港であった。次の史料は、「港湾検分の結果」と題する『鳥取新報』(明治21年4月30日付)の記事である。

〔史料12〕

〔前略〕同氏の意見に拠れば予て築港計画に係る岩井郡の網代港ハ是れに充分なる波止場を建築するときは港内狭隘と成りて到底其の効用を為さざるに至り詰る所用費多くして得る所之れを償ふ能はざるべきにより同港に充分の波止場を建築するは諦する処無用の工事なるべし〔中略〕今回同氏の検分を受けたるよりして却つて最も喜ぶべき事を発見するを得たるそ幸ひなれどは即ち地方の為めに最も便益なるを以て地方人の之れを修築せんことを熱望する所なりと雖も事甚だ至難なりと云ふ一点よりして爾來敢て之れを修築せんことを唱論するものなきに至りし夫の高草郡賀露港は實際之れを修築して可なりの港湾と為すこと決して難きにあらずと云へる一事之れなり即ちデレーケ氏の言に拠れは今後の同港湾の西方に鳥ヶ嶋まで波止場を建築するときハ港内も相当の広さとなり且つ深さも一間余となる〔中略〕其の費用の如き網代港よりも却つて少なく僅かに式拾万円内外〔中略〕にて充分の成工を遂げ得べ

夕刻には鳥取に引き返して一泊し、翌朝、西部方面へ向かっている。八橋村では、県会副議長の中井静雄邸に投宿し、伯耆地方の「地勢山脈川河等」に関して質問を加え、かつ当地が養蚕の適地であることを詳しく説明している。一九日には、赤崎宿松ヶ谷港を視察。僅かに築工を施せば網代港程度の港になると解説を加えている。米子では、内田吾吉郎邸にて島根県土木課長と鳥取県技手と合流し、一緒に昼食をとつた。『鳥取新報』は、二〇日の動静については報じていないが、終日境港の検分を行つたものと思われる。四月二一日には、帰路に着くため東部へ向けて出立。翌二日には、千代川の左岸に位置する伏野村より舟に乗り込み、賀露港を検分した。二三日には、県庁を訪問し、山田知事と深野書記官と数時間の面談を行い、その後、若桜宿を経由して播州に抜けた。都合九泊一〇日の行程であった。この間に検分を行つた場所は、五箇所に及んだ。

この検分に関して確認をすべき点を見ておきたい。第一は、網代港での検分が短時間で終わつたことである。結論的には、網代港が巨費を費やすには「無用」の港だとデ・レイケが判断したからであろう。第二は、境港の改修についてである。古くから「北海第一の良港」と目されたきた境港は、島根県が修築を計画していた一時期(鳥取県併合時代)もあった。デ・レイケの検分に際して、島根県の土

し又た砂の流れ込むべき恐れありとは諸人の等しく唱道するところなりしと雖ども同氏の考按に拠れば其の

憂ひも格別大ならざるべく且つ幸にして同港近傍の海浜にハ能く松樹の生育すべき見込みあるを以て之れに松樹を栽培して充分に成育繁茂せしむるときハ砂の流れ込みで港内を埋むるが如き恐れハ絶へて之れなきに至るへし（後略）

デ・レイケの指摘は四点に集約される。網代港は港としては狭隘で工事をなすには至らないこと。賀露港を修築すれば相当の港湾となること。その場合の工事費は二〇万円程度で済むこと。流砂の被害を防ぐために松樹を栽培すること、である。特に賀露港の修築に関しては、河口左岸より沖合に位置する鳥ヶ島まで波止を建造するという、具体的な方策を示していることが興味深い。また、明治二年六月二九日付の『鳥取新報』では、「工師エッセル氏が出張して測量ありし時にも賀露港ハ相当の港湾に修造し得べしとありて両工師の意見恰合せるを以て此の上ハ疑ふべくもあらす」と、エッシャーとデ・レイケの考えが合致したことに対する確信を得た報道を行つてゐる。「経費」と「技術」の面から「敢て」主張することもなくなつていた賀露港の改修事業は、デ・レイケの来島が契機となつて始まったのである。

明治二二一年七月三〇日付の『鳥取新聞』の記事である。元鳥取県知事で、デ・レイケを招請した山田信道にとつてみれば、服部長七の見積もつた金額が不可解だつたのも当然である。

しかし、服部長七の「たたき」工法は採用され、総工費三万七千円で工事は開始されることになった。費用については、ここでも国庫補助ハ「官費」による工事は認可されず、結局、士族授産費の流用と、因幡八郡町村連合会からの拠出による「民費」によつて工事が行わることになったのである。⁽¹⁾

下の略図は、『鳥取新聞』（明治二二一年六月八日付）が報じた工事見込み案である。同紙によれば、「現今港口以内面積凡そ十二丁四面は今度埋立となし新賀露川の出口を港口に改める都合なれば現今の港口より遙か西方に当る事なれり又新波止は都合三ヶ所にして合計七百五拾間内三百五拾間と百七拾間の二波止は東浜の方より突出し二百三拾間ハ加露村の方より鳥ヶ島の隣小島までに築く一の波止なり」とある。しかし、六月一〇日付の同紙は、「賀露の海辺より鳥ヶ島まで突堤を築造する」工事のみとなることを、あらためて報じた。結局は、デ・レイケが指摘しただけの工事が行われたのである。

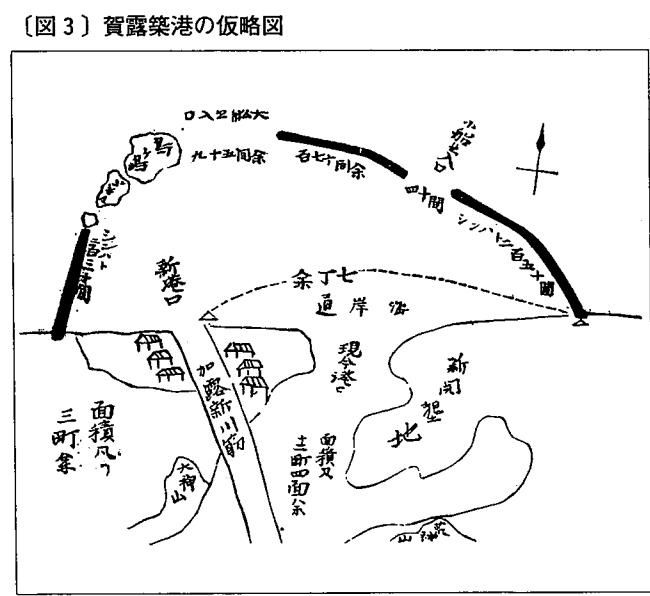
『鳥取新聞』は、明治二二（一八八九）年一一月一二日に

たのである。

改修事業は、明治二二（一八八九）年五月より開始された。工事の担当者となつたのは、人造石膏法による大規模な土木工事を行つたことで知られる服部長七である。当時、服部は広島県宇品の築港工事に従事していたようであるが、鳥取県からの依頼に応じ、賀露港を検査した。この際、彼の生み出した「たたき」と呼ばれる工法を利用すれば、僅か三、四万円の費用で済むことを指摘した。

〔史料13〕

（前略）武井本県知事及び深野第二部長が向さに上京の際は恰ど山田福島県知事も出京の際なりしが深野氏は固より少からざる恩顧を蒙り居り武井氏に於ても旧來厚き交際あるを以て数々山田氏の旅宿を訪ひ築港一件は更なり鳥取に於て市制論の囂々たる有様など種々語りけるに山田氏に於てハ何故にか賛成の様子なく築港は拙者が貴県に在任中二十万円を要せざれば出来せざるの見込にてありたれば迫も三万円位の金額にて出来る筈なし拙者内務省へ出頭の序で此事を陳弁するの考にもあれば貴方等の計画は認可を得べしとは思はず（後略）



南方(右下)に採石を行つた荒神山が描かれている。

起工式を挙行する予定と報じてゐるので、工事は、嚴冬期に向かう中で開始されたこととなる。工事では、突堤を築造するための石は荒神山（〔図3〕）より切り出し、土砂と混ぜる石灰は新興寺（現、八頭町新興寺）より運んだ。翌一三年三月一〇日付の同紙では、「突堤は既に二三間も海上に築き出だされとも其手際は余り感服致し難く」と報じ

ており、当初三ヶ月程度を見込んでいた工期が大幅にずれ込んでいることが分かる。『山陰毎日新聞』（明治二三年一月二六日付）の「加露築港の議に付ての意見」と題する記事を見てみよう。

〔史料14〕

先般来服部長七氏が請負にて工事中なりし同港の事に付ては種々なる風説あるが中にも十月一日落成式に先立て怒涛の為め破壊を生じ為に落成式もヅル／＼延期となり何時が成功期日とも定め兼ねる事なるが（中略）今回突出したる波戸（旧小泉波戸の跡）の築方ハ不完全にして到底千代川の水勢を殺みて新川口に注入せしむる能はざる（後略）

新波止は、哀れにも海浪のために落成式を待たずに破壊された。記事では、新波止をすでに「旧小泉波戸の跡」とみなし、工法の不手際を批判した。服部が全国に誇った工法も、山陰の荒海を御することは容易ではなかつた。工事はその後も続けられた。明治二四（一八九一）年二月一日付の『山陰毎日新聞』では、「何日果つ可くとも思はれざる服部長七氏の築港工事は此寒天にも閑らず：着手し居る：服部氏が粉骨苦慮したる新港口も漸次埋没して略ぼ

本稿は、鳥取県の水災史、なかでも県内一の規模を誇る千代川水系を軸に論じた。再度、本稿で確認すべき点を、簡潔にまとめておこう。第一は、エッシャーとデ・レイケの役割である。結果的には賀露港の改修工事は、服部長七によつて担われたわけであるが、少なくとも二人の来島がなければ、工事の着工はなかつたであろう。二人の関係について、『千代川史』は、「すでにオランダに帰つていたエスエルと後からやつてきたデレークの意見には、技術的感覚の違ひのせいもあつたであろうが、かなりの隔たりが、見受けられる」^{〔2〕}としている。しかし、上林好之氏の研究成果から推察すれば、賀露港の改修について、二人の間に何らかの「やりとり」があつたと考へるのが自然であり、筆者には「技術的感覚の違ひ」があるようには見受けられない。これは、今後の研究課題としたい。

第二は、明治の初期には千代川の水制という観点から検討されていたはずの賀露港の改修が、明治一〇年代になる

と商業ベースでの論議に明確にシフトしてしまつたことである。その運動主体となつたのが、岡崎平内、田中政春らを中心とするグループであつた。しかし、彼らはその結果を急ぎ過ぎたのかもしれない。「鳥取市ノ有志ニ依テ築港ヲ企テラレ又或ハ県費ノ施設ニ係ルモノ等費用ト歳月ヲ費シタルモ少カラスト雖モ此等ノ施設ハ曾テ一モ其効ヲ収メタルモノナシ」、とは明治四三（一九一〇）年の知事引継書の記載である。結局、度重なる水災に大きな犠牲を払いながらも、水制という観点での千代川改修の事業は、大正時代の半ばまでずれ込んでいくのである。

第三は、服部長七が関わつた千代川左岸の突堤工事のことである。『千代川史』は、「不思議な間詰工で固められ、完全な不透過構造になつてゐる。その後一世紀近い現在まで日本海の荒波によくぞ耐えてきたものだと感心する」と高い評価を与えている。ただ、「苦塩^{〔3〕}と粘土^{〔4〕}をミックスして混合材に用いたのであろうか」と、服部の工法についての充分な理解はなされてはいない。また、同書も「この突堤工事が何年に完成したかは詳らかでない」^{〔5〕}としているが、その記録を探すのも、今後の課題である。

むすびにかえて

形なき有様に至りたる」と報じている。
残念なことに、この波止の完成を告げる史料は見出せず
にいる。

【注】

(1) 「五水記」は、寛政八(一七九六)年に鳥取藩医・中本友直子が著したものであり、文禄一(一五九二)年から寛政七年までの約二百年の間に起きた五つの大水災を記録している。一方の『因溢物語』は、寛政七年の大水災「乙卯水」(うじしのみず)について記したもので、寛政八年に鳥取藩士・鈴木惟忠の手によるものである。「鳥取藩史」第六卷事変志は、寛永一二(一六一三)年から慶応二(一八六六)年までの洪水を掲載している。本稿が対象とする明治年間前半については、主に『鳥取県史料』、国立公文書館所蔵文書、鳥取県庁文書、各種新聞等を利用した。

(2) 長妻廣至著「一〇〇一年」「近代日本における成立過程」と副題のつけられた同書では、明治一八と一九年水災、二六年水災における災害国庫補助事業の詳細な分析が行われている。

(3) 昭和五三年三月刊行。九百頁に及び、本文は、一〇章からなっている。本稿では、洪水(第五章)、千代川の洪水防御と利水の歴史(第六章)、千代川河口と洪水防御(第七章)を中心として参考にした。

(4) エッシャーの表記については、上林好之著「日本の川を甦らせた技術デ・レイケ」(一九九九年)にならった。

(5) ほかにも、ゲ・ア・エスエル、エッセルなどが確認できる。

(6) デ・レイケの表記についても、注(4)の著書にならった。

(7) 「蘭人工師エッセル 日本国想録」三国町郷土資料館刊 一三六頁

(8) 明治九年『鳥取県事務引渡書』1262-7-7(鳥根県庁蔵)

(9) 明治六年水災については、「太政類典外編」非常自明治四年至同一〇年(2A-9-872)に「十月五日 鳥取県下洪水」と題する鳥取県よりの届けがある。

当鳥取県下去月下旬ヨリ兔角降雨多ク晴日稀ノ折柄本月二

日午前六時頃ヨリ風雨烈敷同二日朝ニ至リ川々満水(中略)

県庁切近之地ヲ除之外郭内共追々増長市中所々船筏ニテ往

来(後略)

(10) 『鳥取県史料』五(内閣文庫 五九〇三一—三一一)

(11) 個人蔵

(12) 七四〇頁

(13) 七三九頁~七四九頁

(14) 注(10)

(15) 注(10)『鳥取県史料』なお、「千代川史」四〇〇頁~四〇一頁では、千代川の改修に取り組んだ閑義臣を大きく評価している。しかし、「明治九年一月のオランダ工師ケ・ア・エスエルの招聘も彼の意図に沿ったものである。」(四〇一頁)に見られるように、閑義臣の在鳥期間(明治六年五月)を誤つて、そのため、エッシャー來鳥までの事実認識に明らかな齟齬が生じている。

(16) 推者「閑義臣と米子一県庁の移転構想」「新修米子市史だより」第19号

(17) 「第一号履歴摘要附免罪紀事」「(閑龍)より大坂府知事後藤象一郎宛」書状、「(閑龍)より陸奥陽之助宛」書状に詳細がある。右の史料は、閑義臣の子孫・小原正信氏から鳥取県立公文書館に寄贈された一九一点の史料に含まれている。

(18) 『公文録』官員伺 明治六年六月(2A-009-00)には、「土木

書面再応ノ申立ニハ候得共先般及指令候通官費給与ノ義ハ難聞届候条悉皆民費施行ノ方法モ有之候得ハ尚調可申立候事(九年五月八日付一割注)

(30) 『公文録』内務省之部 五 明治一三年九月(2A-26-2884)

(31) 「昨日は右の如く終日南風強かりしが午後六時頃より雨氣を催ふし夜に入りて益烈しくして宛然うつす如く風も西北に変じて頻ぶる強くなり終夜風雨の絶へざりければ昨日は袋千二水暴漲して千代川殊に甚しく十二分の水量となり遂に八上郡侍居村の堤防崩潰れ其水袋川に溢れ(後略)(明治一三年九月一七日付)

(32) 明治一三年一一月一一日付『山陰毎日新聞』には、「八千代橋(元安長橋)工事ハ四五日の内落成するに因り盛大なる開橋式を挙行せん」と日下計画中なり」という記事がある。

(33) 「主トシテ道路ノ改修ヲ努力メ其年ヲ閏スルコト前後七年財ヲ費スコト三十五万余円ニシテ國原十五線路百三十里ヲ改修シ」(引継目録演説書)2-1-747-1 鳥取県立公文書館蔵。なお、改修事業の詳細については、長妻廣至前掲著「第六章 鳥取県の道路財政(明治期)」一五四~一八五頁が参考となる。

(34) 『大隈文書』(早稲田大学蔵)

(35) 「郷里を愛護する」という目的から結成された結社で、中心となつたのは岡崎と田中である。田中は、鳥取の富商で同会の資金を担つた。「鳥取県再置秘史」に詳しい。

(36) 『近代 第一巻 政治篇』一七九頁~一八七頁。一年連続した水災は、山田県令と県会を鋭く対立させることとなつた。その理由は、「水害復旧土木工事に要する多額の費用負担」(一八一頁)の問題と、道路改修工事の粗悪さがもたらす水害被害の拡大に対する政府の回答は、次のようにあつた。

(28) 注(10)

賀露港波戸場新築ノ義ハ當今国費多端ノ際官費給与ノ義ハ聞届候条悉皆民費ヲ以築造ノ方法見込モ有之候ハ、尚可申出事

(29) 注(10)

目下国費御多端ノ央強テ之ヲ主張スルモ恐縮ノ次第二候得共時機御洞察御着手相成候様此段重テ上申候也(九年五月一日付一割注)

やむに、これに対する政府の回答は、次のようにあつた。

-87-

大化の問題にあつた。

(37) 『元業田録演説書』(2-1-747-6) 鳥取県立公文書館蔵

(38) 四～五頁

(39) ●出迎 屬村上謙、警部補吉村直記、技手小竹央芳の三氏によ
内務省御雇蘭人^{ハラ}レーケ氏来県に付き出迎として智頭郡駒駒
'出張を命ぜられたり (明治11年4月1日付)「鳥取新報」

(40) 『鳥取新報』(明治11年4月1日付)

(41) 注 (40)

(42) 『鳥取新報』第八〇一四付録 (明治21年4月18日付)

(43) 『鳥取新報』(明治11年4月11日付)

(44) 『鳥取新報』(明治11年4月14日付)

(45) 『鳥取新報』(明治11年4月18日付)

(46) 『鳥取新報』(明治11年6月19日付)

(47) 『鳥取新報』(明治11年4月110日付)

(48) 服部良七の人造石(たたき)工法は、滑石灰と真砂土などの種
土を混じて水で練った練土と割石を主材料とするもので、ロッ
クリート工法発展の過渡期に利用された。(天野武弘・早川恭
子「愛知県による人造石工事とその産業遺産」『愛知県史研究』
第80号 平成16年11月)

(49) 士族授産費は、鳥取県再置にあたって、製糸(木綿)業の創業
資金として五万円が政府より貸下げとなつてこた。この備蓄金
から一万七千円が流用された。一方の因幡八郡町村連合会から
は、「一万円を計上」、各郡割当を定めた上で、「別額」で徵
収することにした。これも岡崎平内らの発案であるが、双方
とも批判が大もあり、別額では、「各役場より厳しく徴集し中
には喚起状を發して督促する回もあれども名村ごと徵取困難

なり」(明治11年9月18日付『鳥取新聞』)などと報じられ
てこ。¹⁰

(50) 明治11年1月11日付

(51) 新興寺村は、「良質の白石が採れ石灰が焼かれていた」(『鳥取
県の地名』一九九一年 平凡社) 一九一頁

(52) 四〇四頁

(53) 『元業田録演説書』(2-1-762) 鳥取県立公文書館蔵

(54) 四〇七頁

(55) 四〇七頁

(56) 四〇八頁

明治期の水災及び千代川改修関係略年表

年 月 日	黒 令 (知事)	内 容	被 害 状 況 ほ か	県 内
明治 4(1871).5.18	池田 康徳	水 売	各所流家山崩れあり。「近クハ嘉永三年庚戌九月明治四年辛未五月ヲ 以其害ノ最大ナルモノトス」(『鳥取県史料』)	7月 廃藩置県で鳥取県設置
明治 5(1872)～明治 6	閑 義臣	參事閣義臣が「築堤等ノ事ヲ諫言ス」(『鳥取県史料』)		明治5年11月 閑義臣、鳥取・鳥根 両県の合併案を上申
明治 6(1873)	"	「千代川測量トシテ土木監官出張」(『鳥取県史料』) 水位測標が3か所に設置される(『鳥取県事務引綱書』)		6月 会見郡で地税一揆起る
明治 6(1873).10.2	三吉 周亮	鳥取市中増水(『太政閣外報』)		
明治 8(1875).12.22	伊集院兼善	内務省に賀露河口の改良工事について稟請する(『鳥取県史料』)	12月 久米八橋兩郡で、地租改正 不服従運動が起る	
明治 9(1876).1.14～2.11	"	エッシャーが来島する(『蘭人』師エッセル日本回想録)		
明治 9(1876).4.27	"	内務省から官費工事不許可の回答。再上陳するも不許可(『鳥取県史料』)	8月 府県改廢により、鳥取県は 島根県に併合	
明治11(1878).9.16	境 二郎	水 害	諸国大暴雨(『鳥取県の気象』)	4月 岐阜県に併合
明治13(1880).6.28～7.1	"	水 害	島根県下全境で水災(『公文録』)	3月 鳥取県再置論が起る
明治13(1880).9.15～9.16	"	水 害	「昨日は袋十二水暴涨して千代川殊に甚しく」(『鳥取新聞』9.17付)	
明治13(1880).10.3～10.4	"	風水害	諸国大風雨(『鳥取県の気象』)	
明治17(1884).7.15～7.16	山田 信道	水 害	「大雨…当地深に烈しき大雨にて川々の水量も余程増加し千代川に架 けある橋は(新橋を除き)残らず落ち失せたり」(『川陰日新報』7.19付)	6月 元鳥取藩士が鉄路へ移住 開始
明治17(1884)	"	風水害	諸国大風雨(『鳥取県の気象』)	

明治17(1884).8.20	山田 信道	暴風雨	岡崎平内邑美法美岩井郡長が上京して岩井郡田後堺港を上申(帰鳥8月20)これを受けて工部省の官吏が来島の予定(『山陽日新報』8.21付)
明治17(1884).8.25	“	暴風雨	「(邑美法美岩井郡では) 本月廿五日暴風雨ノ為メ多少ノ損害ヲ被ム」 「(鳥取県勧業月報) 第32号」
明治17(1884).8.9月	“	暴風雨	「(汗入会見郡では) 本年八九月兩度暴風雨ノ為メ郡内第一ノ物産中草綿水器ノ如キハ酷シキ損害ヲ来セシ」 「(鳥取県勧業月報) 第34号」
明治17(1884).9.17	“	暴風雨	「当地ノ非常の暴風雨にて…千代川の水暴涨し源太古海安長の橋は残らず流失せりと」 「(山陽日新報) 9.19付」
明治18(1885).6.29~6.30	“	風水害	流失家居53、漁家141、耕地流失30、堤防道路決壊す 〔鳥取県の気象〕
明治18(1885).7.1	“	暴風雨	「本年七月一日洪水ノ為メ非常ノ參毒ヲ与ヘラレタル田耕地ノ作物ハ殆ント皆無ニタル處モ少カラス」 〔鳥取県勧業月報〕第43号)
“	“	暴風雨	「一日正午十一時頃より俄かに大雨となり…翌二日の朝に至り袋川の堤防忽ち潰裂」 〔山陽日新報〕7.4、7.6、7.8、7.12、7.16付)
明治19(1886).9.11、9.25	“	暴風雨	〔邑美法美岩井郡では) 九月十一日及同二十五日非常ノ暴雨アツテが幾分ノ害ヲ被リタレトモ」 〔鳥取県勧業月報〕第58号)
明治19(1886).9.22~9.25	“	水害	日野川沿岸甚しい被害。橋梁流失176、荒地1300町、其の他610、家屋流失285、崩壊25、半壊367 〔鳥取県の気象〕
明治19(1886).10	“	暴風雨	〔邑美法美岩井郡では) 其收穫ノ如キハ夏季ノ旱害及ヒ九月中ノ暴風ニ撻リテ專ラ減収ヲ来シタルト」 〔鳥取県勧業月報〕第58号)
明治19(1886).11.18~11.19	“	暴風雨	「十八日の暴風雨…にて千代川は非常に水嵩を増し円通寺村の橋梁を流失せり又…梅谷神社内の大木を數本倒したりト」 〔鳥取新報〕11.28付)
明治20(1887).8.3~8.6	“	暴風雨	「千代川筋の堤防ハ余程危かりしも以て山田知事須永醫部長津田土木課長等は古海端まで出張」 〔鳥取新報〕8.8付)
明治20(1887).8.10	“	水害	「一昨十日は又も午前十時過ぎより降雨午後二時頃に至りて激雨…法美郡中郷村に架設したる中郷橋は流失したりト」 〔鳥取新報〕8.12付)
明治21(1888).3月	“	水害	岩井郡網代巷の修築につき政府ニ稟請する 〔引継目録演説書〕
明治21(1888).4.15~4.24	“	テ・レイケが来島する	〔鳥取新報〕4. 8付~)
明治21(1888).7.31	“	“	「一昨日午後一時頃千代川ハ俄然六七尺の水嵩を増し…為めに円通寺、源太の二橋は流失せり」 〔鳥取新報〕8.2付)
明治22(1889).9.11	武井 守正	“	「去る十一日の水害ハ邑美郡特に鳥取を甚だしとし法美郡之に次ぎ」 〔鳥取新聞〕9.12、9.14付)
明治22(1889).11.12	“	“	賀露港の修築工事が行われる 〔鳥取新聞〕11.12付)
明治23(1890).春	“	“	賀露港修築(河口左岸より鳥ヶ島に向い延長230間、堤頂およそ2.5間の西突堤を築く)、東防波堤工事(全長95メートルの粗石構造) 〔千代川史〕
明治23(1890).10.4~10.6	“	水害	死者7、家屋流失4、田流失362.2町、畑流失33.6町 〔鳥取県の気象〕
明治25(1892).7.23	調所 広丈	暴風雨	「此月二十三日ノ暴風雨ノ賀露ハ東ノ奥越最干澇烈ヲ極メ」、「亦出穗ノ際降雨多額ナルト」 〔鳥取県勧業雑誌〕第25号)
明治26(1893).10.10~10.16	“	風水害	明治年間最大の水災が発生。溺死219、負傷408、生死不明109、遺物流失2252、金獲2446、田浸水1243.6618町等 〔鳥取県の気象〕
明治27(1894).9.9~9.11	野村 政明	風水害	横田烟6600、宅地30 〔鳥取県の気象〕
明治29(1896).5.20	深野 一三	水害	全国大水害。賀露港の西突堤が被災し60メートルの復旧工事 〔千代川史〕
明治30(1897).7.15	“	水害	千代川は1丈3尺余、袋川は8合の増水 〔鳥取新報〕7.16、7.17付)
明治31(1898).3.6	“	水害	「鳥取市の水防問題」、県庁より市会へ発せられた水防に係る諮問に 関する川外地域民の陳情運動が起る 〔鳥取新報〕3.6、3.8、3.12付)
明治31(1898).9.6	“	水害	千代川は1丈1尺5寸、袋川は1丈5尺3寸の増水。床上浸水18戸、床下浸水57戸 〔鳥取新報〕9.7、9.8、9.9、9.10付)
明治31(1898).10.01	“	“	賀露突堤修築を挙行。突堤の破壊を修繕し小泉波止に改修を加える計画 〔鳥取新報〕10.1、10.14付)
明治31(1898).12.10	“	“	「臨時鳥取県会に於て千代川口改良工事を議決し為めに賀露突堤も修繕せらるゝこと、なりたる」 〔鳥取新報〕12.10付)
明治32(1899).7.8~7.9	久保田賛一	風水害	全国暴雨、諸国出水 〔鳥取県の気象〕

明治32(1899).9.10	久保田賛一	水害	「数日來の降雨に千代川及袋川は非常の増水…亦袋川沿岸なる川外十 五戸の床下にも浸水」(『鳥取新報』9.10付)	
明治32(1899).12.03	〃		県会議員岩崎広富細田井上神波奥田遠藤の諸氏が質露突堤の修築工 事を視察する(『鳥取新報』12.5、12.6、12.7、12.12、12.15付)	12月 県会、知事在任期間延長の 政府陳情を決議
明治33(1900).3.9	大久保利武		「千代川口質露突堤修築工事は近日其の大部分を成工しこ、二三ヶ月 を経なは完成すべき見込みの由なる」(『鳥取新報』3.9付)	5月 山陰線鉄道西線、境を基点 として着工
明治43(1910).5.10～5.11	吉森 良	水害	死者1、住家破壊12、流失3、床上浸水51、床下479、国道破壊25箇 (『鳥取県の気象』)	
明治43(1910).8.16～8.19	岡 喜七郎	水害	死者5、家屋全壊29、半壊4、床上浸水63、床下52、田地流失3反、宅 地流失6反等。総被害額3000円(『鳥取県の気象』)	7月 韓国太子が来県
明治43(1910).9.6～9.9	〃	水害	県東部に被害集中。岩美郡県道浸水、1町 交通遮断、稻田浸水50町、 野坂川、袋川氾濫(『鳥取県の気象』)※船橋はそのまま。	
明治43(1910)	不詳		「賀露港ノ如キハ…曾テ一モ其功ヲ取メタルモノナシ」(『引継演説書』)	
明治45(1912).7.15	〃	水害	床上浸水10戸、田畠浸水13町、堤防決壊、等(『鳥取県の気象』)	6月 倉吉線上井・倉吉間開通

注1 「県内」部分は『鳥取県史』近代第一巻総説篇を地図とする。

注2 『鳥取県事務引継書』は、県根県府文書。(県根県府蔵)

注3 『引継目録演説書』、『引継演説書』は鳥取県府文書。(鳥取県立公文書館蔵)